

国家資格試験の実施等に当たっての障害特性に応じた合理的配慮の提供状況（令和7年12月1日現在）

1. 概要

「障害者基本計画（第5次）」において、「各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、…（中略）…国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供する」とされていることを踏まえ、国の資格試験の際の障害特性に応じた合理的配慮の提供状況について調査を実施した。

2. 対象

総務省が平成23年に実施した「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」のうち「資格制度概況調査結果」（317の資格等の概況を取りまとめたもの）及び内閣府男女共同参画局が令和7年に実施した「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について（令和7年5月31日現在）」（322の資格等の概況を取りまとめたもの）を基に、各府省庁の所管する資格等のうち、試験を実施している220の資格等について調査を行った。なお、調査に当たっては、資格等の廃止・新設についても併せて照会した。

3. 結果

（備考）「※」印を付した資格等は複数府省による共管。

	資格名	関係省庁	試験における合理的配慮
1	警備員指導教育責任者	国家公安委員会（警察庁）	受験者の障害の内容、程度等に応じて、講習受講及び試験のいずれにおいても、座席位置の配慮、会場内移動時におけるエレベータの案内等必要な範囲で措置を講じている。
2	機械警備業務管理者	国家公安委員会（警察庁）	受験者の障害の内容、程度等に応じて、講習受講及び試験のいずれにおいても、座席位置の配慮、会場内移動時におけるエレベータの案内等必要な範囲で措置を講じている。
3	警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	国家公安委員会（警察庁）	受験者の障害の内容、程度等に応じて、講習受講及び試験のいずれにおいても、座席位置の配慮、会場内移動時におけるエレベータの案内、実技試験における車椅子利用者への台座の提供等必要な範囲で措置を講じている。
4	射撃指導員	国家公安委員会（警察庁）	これまで合理的配慮の希望の把握はないが、申請があった際には個人の障害の種別・程度に応じて、身体に障害のある人への配慮等の必要な措置を講じることとしている。

5	駐車監視員資格者	国家公安委員会 (警察庁)	講習（試験）会場は、必要に応じ、スロープやエレベータが整備された民間の施設を利用している。また、講習時に視聴覚機材等（マイク、スピーカー、プロジェクター、大型スクリーン、ホワイトボード）を活用したり、受講者の申出により、席次の変更や介助者の同伴を認めるなどの配慮に努めている。
6	運転免許	国家公安委員会 (警察庁)	試験会場においてスロープやエレベータの整備等のバリアフリー化や、障害に応じた別室での対応、漢字に振り仮名を付けるなど試験問題の配慮、手話通訳ができる職員による対応、技能試験や取得時講習等における身体に障害のある人への配慮等の措置に努めている。
7	技能検定員	国家公安委員会 (警察庁)	試験会場においてスロープやエレベータの整備等のバリアフリー化を実施している。また、障害のある人から何らかの申出を受けたことは把握していないが、申出があった場合には、手話通訳ができる職員による対応、審査における身体に障害のある人への配慮等の措置に努める。
8	教習指導員	国家公安委員会 (警察庁)	試験会場においてスロープやエレベータの整備等のバリアフリー化を実施している。また、障害のある人から何らかの申出を受けたことは把握していないが、申出があった場合には、手話通訳ができる職員による対応、審査における身体に障害のある人への配慮等の措置に努める。
9	公認会計士	金融庁	公認会計士試験においては、障害者がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、健常者と比較してハンディキャップがある場合には、健常者との実質的公平を図りつつ健常者と同一条件で知識及び能力の有無を評価すべきであるとの観点から、事前申請の内容を精査し、拡大鏡・車椅子の使用許可、拡大問題・文字式回答用紙の配付、試験中の薬物投与の許可等そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。
10	資金業務取扱主任者	金融庁	身体障害等による特別措置の対応を検討する旨を HP や試験実施要領に記載。事前に申出があった際は、試験時間の延長、拡大問題用紙やマークシート式以外の文字式解答様式・チェック式解答様式の配付、試験問題を音声に変換するためのパソコン等の機器の持込みの許可、車椅子の使用許可、身体の状況に配慮した受験室や座席位置の配慮、特製机の持参許可等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
11	消費生活相談員	消費者庁	消費者庁所管の試験制度に関し、拡大問題用紙・解答用紙の提供や座席位置の配慮、拡大鏡、補聴器、車いす等の必要な器具の使用許可、点眼薬や内服薬等の持込み承認等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。

12	保育士	こども家庭庁	保育士試験においては、試験の受験に際して、障害のある方等から合理的配慮の申出があった際は、障害等の特性に応じた配慮を個別に検討し、拡大問題用紙・回答用紙の提供や別室での受験や介助者の同伴等の必要な措置を講じている。
13	無線従事者	総務省	試験の実施にあたり、障害のある人に不利が生じないよう試験会場等のバリアフリー化、拡大文字・点字・口述などの試験問題の配慮、移動介助者の配置、試験時間の延長、拡大鏡や補聴器の使用承認、座席位置の配慮、別室での受験等、受験者の障害特性に応じて対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
14	電気通信主任技術者	総務省	受験申請 HP(マイページ)に身障者チェック欄を設けるとともに、その旨記載方法例にて広報を実施。当該欄にチェックがあった場合は障害特性を申請者に聞き取り、事情に応じた配慮を個別に検討し、拡大文字問題冊子の提供、代筆、別室での受験、試験室までの介助者の同伴等の配慮をする等、対応可能な範囲で必要な措置を実施。
15	工事担任者	総務省	受験申請 HP(マイページ)に身障者チェック欄を設けるとともに、その旨記載方法例にて広報を実施。当該欄にチェックがあった場合は障害特性を申請者に聞き取り、事情に応じた配慮を個別に検討し、拡大文字問題冊子の提供、代筆、別室での受験、試験室までの介助者の同伴等の配慮をする等、対応可能な範囲で必要な措置を実施。
16	行政書士	総務省	行政書士試験においては、受験申し込みに際して、必要な措置を希望することができるとしており、本人からの申出及び診断書等を踏まえ、拡大鏡・補聴器・車椅子の使用、個別の事情に応じて、別室での受験、パソコンを使用しての回答を可能とする等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
17	危険物取扱者	総務省	試験を実施している(一財)消防試験研究センターの内部要領に基づき、障害、疾病等により配慮が必要な者から事前に申出があった際は、障害等の内容に応じた希望する措置について、対応可能な範囲で必要な配慮を講じている。
18	消防設備士	総務省	試験を実施している(一財)消防試験研究センターの内部要領に基づき、障害、疾病等により配慮が必要な者から事前に申出があった際は、障害等の内容に応じた希望する措置について、対応可能な範囲で必要な配慮を講じている。
19	弁護士	法務省	司法試験及び司法試験予備試験においては、障害のある人がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、その障害が障壁となり、事実上の受験制限とならないために、障害のない人との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために障害特性に応じて、

			パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大試験問題・答案用紙の提供、試験時間の延長等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
20	司法書士	法務省	受験者が必要とする配慮事項を申出することができることを HP や受験案内に明記している。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験時間の延長や別室受験、拡大文字問題冊子の提供等の対応を実施した。
21	土地家屋調査士	法務省	受験者が必要とする配慮事項を申出することができることを HP や受験案内に明記している。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験時間の延長や別室受験、拡大文字問題冊子の提供等の対応を実施した。
22	税理士	財務省	受験案内に「身体に障害がある場合等の特別の措置について」を項目建てし記載。合理的配慮の申出があった際は、障害の態様等を診断書等で確認の上、拡大鏡・補聴器・車椅子の使用許可、拡大試験問題・答案用紙の提供、試験時間の延長、別室受験、PC 受験等の対応を実施した。
23	通関士	財務省	通関士試験においては、受験者からの申出により、障害者がその有する知識及び能力を答案に表すに当たり、健常者と比較してハンディキャップがあると認められる場合には、健常者との実質的公平を図り、拡大鏡・車椅子の使用許可、試験時間の延長等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
24	技術士	文部 科学省	身体上の障害等により通常の受験に支障がある場合は、本人の申出により必要に応じて受験時の特別措置を講じている。 【これまでの特別措置の主な事例】 <ul style="list-style-type: none">●視覚障害：拡大鏡の使用許可、拡大した試験問題・答案用紙を配布●聴覚障害：補聴器の使用許可、監督者の注意が聞き取りやすい位置に座席を設定、注意事項を文章にしたものを作成●肢体不自由：会場への自家用車の乗り入れ許可、車椅子・松葉づえでの利用可能な座席を設定、パソコンを使用しての受験許可●内部障害：トイレに近い試験室で出入口近くに座席を設定、試験中の薬の服用を許可、帽子・手袋の着用許可●その他：授乳室・付添人の待機室の設置

25	教育職員	文部 科学省	教員資格認定試験の受験案内及び受験願書（幼稚園・小学校・高校（情報））において、障害等により受験上の配慮を希望する場合の申請方法を記載している。申請があった場合には、配慮希望内容等に基づき、外部有識者である当該試験実施委員会委員による審査の上、個々の症状や状態等に応じた配慮内容を決定し、対応している。具体的には、障害に応じて、試験時間の1.3倍延長、別室又は個室の設定、ノートパソコン及び外付け入力装置（キーボード等）の手配、拡大文字（1.4倍）による試験問題冊子の提供、文書による注意事項の伝達などを行ったケースがある。
26	学芸員	文部 科学省	学芸員資格認定において、障害のある受験者については、申出によりその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることとしている。配慮の例として、聴覚障害のある方には試験中のアナウンスを聴き取ることに支障が無いよう座席配置の考慮や筆談対応を行った。
27	公認心理師※	文部 科学省 厚生 労働省	配慮申請書と医師の診断・意見書及び障害者手帳の写し等を添付して申請いただく。試験実施機関（（一財）公認心理師試験研修センター）において、医師等による審査を経て配慮事項を決定する。配慮の例としては、点字、拡大文字、拡大鏡使用、音声問題、代筆、手話通訳、試験時間の延長（最大1.5倍）、試験室の設定等。
28	登録日本語教員	文部 科学省	特別措置申請書と医師の診断・意見書等を添付して申請いただく。有識者による審査を経て配慮事項を決定する。配慮の例としては、試験時間の延長（1.3倍）、試験監督の説明・指示を文書で配布、イヤホンによる聴解試験受験、聴解試験免除、車いす用机の用意等。
29	精神保健福祉士	厚生 労働省	配慮申請書と医師の診断書・意見書及び障害者手帳の写し等を添付して申請いただく。試験実施機関（（公財）社会福祉振興・試験センター）において、医師等による審査を経て配慮事項を決定する。配慮の例としては、点字、拡大文字、拡大鏡使用、音声問題、代筆、手話通訳、試験時間の延長（最大1.5倍）、試験室の設定等。
30	医師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
31	臨床検査技師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
32	診療放射線技師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。

33	歯科医師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
34	歯科技工士	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
35	歯科衛生士	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
36	義肢装具士	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
37	臨床工学技士	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
38	柔道整復師	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
39	あん摩マッサージ指圧師	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
40	はり師	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
41	きゅう師	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
42	保健師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
43	助産師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
44	看護師	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
45	准看護師	厚生 労働省	試験実施機関である都道府県において必要に応じて措置しており、配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、配席の変更、書字障害に対するマークシートの転記等を実施している。

46	理学療法士	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
47	作業療法士	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
48	視能訓練士	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
49	救急救命士	厚生 労働省	配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
50	言語聴覚士	厚生 労働省	厚生労働省においてHP上で、合理的配慮を希望する者については指定試験機関に申し出るよう案内している。
51	管理栄養士	厚生 労働省	受験要領及び厚生労働省のHPにおいて、「配慮が必要な受験者に対しては、その対策を講ずることがある」旨を記載し、申出を案内している。配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
52	調理師	厚生 労働省	試験実施機関である都道府県又は指定試験機関において必要に応じて措置しており、配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、配席の変更、注意事項の文字情報による伝達等の対応を実施している。
53	専門調理師	厚生 労働省	受験案内において、配慮が必要な受験者については申出を行うよう案内しており、配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、配席の変更、注意事項や試験時間の文字情報による伝達、筆談用用紙の準備等の対応を実施している。
54	建築物環境衛生管理技術者	厚生 労働省	<p>【合理的配慮の提供事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低照度環境では文字が読みづらい。 <ul style="list-style-type: none"> ・窓側などの明るい席に配置。 ●糖尿病で定期的に血糖測定、低血糖時は飴やゼリー等を経口したい。 <ul style="list-style-type: none"> ・測定や経口が必要な際は、監督員を呼び、監督員立ち合いのもとを行うように案内。 ・席を出入口に近い最後尾に配置。 ●車いす

			<ul style="list-style-type: none"> ・車いす用の席に配置（イスを動かし机のみにできる席） <p>●松葉杖を使用しているので、松葉杖を足元における席にしてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階（1階に試験室がない場合は2階）にある試験室で、出入口に一番近い近い席に配置。 <p>●弱視による視力障害のため、デジタル拡大鏡を使用したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル拡大鏡の資料を事前に送付してもらい、試験当日はデータを初期化した状態で使用することを条件に許可。 <p>●音に敏感なため、少人数の試験室で受験したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験会場において、一番小さい試験室に配置。 <p>●補聴器を使用しても声が聞こえない時があるため、聞きとり困難時に文字による提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器の使用を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・試験開始時・終了時は肩をたたいて対応。
55	クリーニング師	厚生 労働省	試験実施機関である都道府県において必要に応じて措置しており、配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、配席の変更、注意事項の文字情報による伝達等の対応を実施している。
56	理容師	厚生 労働省	試験実施機関である公益財団法人理容師美容師試験研修センターにおいて、聴覚障害のある人に対し、手話通訳者を手配し手話による説明を行っている。その他、歩行困難者など移動及び立位での受験が困難な者には試験課題の作成に有利とならない補助及び着席での受験環境の提供を実施している。
57	美容師	厚生 労働省	試験実施機関である公益財団法人理容師美容師試験研修センターにおいて、聴覚障害のある人に対し、手話通訳者を手配し手話による説明を行っている。その他、歩行困難者など移動及び立位での受験が困難な者には試験課題の作成に有利とならない補助及び着席での受験環境の提供を実施している。
58	製菓衛生師	厚生 労働省	試験実施機関である都道府県において必要に応じて措置しているところであるが、更なる取組促進の観点から、今後、具体的な取組事例を示すなど、都道府県に対して必要な助言を行う。
59	薬剤師	厚生 労働省	受験要領及び厚生労働省のHPにおいて、「配慮が必要な受験者に対しては、その対策を講ずることがある」旨を記載し、申出を案内している。配慮の申出があった際は、障害特

			性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、拡大文字問題冊子の提供、注意事項や試験時間の文字情報による伝達等の対応を実施している。
60	登録販売者	厚生労働省	試験実施機関である都道府県の一部において身体障害により階段の移動が困難な場合、難聴のため補聴器が必要となる場合、視覚障害により拡大した問題用紙が必要となる場合等の措置が講じられており、事前に受験者より配慮の申出があった際は、障害特性に応じた特段の配慮を個別に検討し、対応が実施されていると承知している。
61	毒物劇物取扱責任者	厚生労働省	試験実施機関である都道府県等の一部において必要に応じて措置が講じられており、事前に受験者より配慮の申出があった際は、例えば、聴覚障害のある人に対して試験監督の説明や指示を文書で配付する、その程度が軽ければ試験監督の近くに座席を設定する、歩行障害のある人に対して杖の持ち込みを可とする、車いすに対応できる机を用意する等、障害特性に応じた特段の配慮を個別に検討し、対応が実施されていると承知している。
62	社会福祉士	厚生労働省	配慮申請書と医師の診断書・意見書及び障害者手帳の写し等を添付して申請いただく。試験実施機関((公財)社会福祉振興・試験センター)において、医師等による審査を経て配慮事項を決定する。配慮の例としては、点字、拡大文字、拡大鏡使用、音声問題、代筆、手話通訳、試験時間の延長(最大1.5倍)、試験室の設定等。
63	介護福祉士	厚生労働省	配慮申請書と医師の診断書・意見書及び障害者手帳の写し等を添付して申請いただく。試験実施機関((公財)社会福祉振興・試験センター)において、医師等による審査を経て配慮事項を決定する。配慮の例としては、点字、拡大文字、拡大鏡使用、音声問題、代筆、手話通訳、試験時間の延長(最大1.5倍)、試験室の設定等。
64	介護支援専門員	厚生労働省	身体障害者等受験特別措置申請書及び医師の診断書・意見書又は身体障害者手帳の写し等を添付して申請いただく。特別措置の例として、点字、拡大文字、拡大鏡使用、音声問題、手話通訳、試験時間の延長(最大1.5倍)、試験室の設定等。
65	年金数理人	厚生労働省	年金数理人名簿への登載にあたっては、民間試験に合格し実務経験があるか等によりその能力を総合的に確認しているものであるところ、当該民間試験の実施機関における具体的な取組状況を把握することは困難であるが、今後、当該民間試験の実施機関に対して、個人の障害の種別・程度に応じて、器具等の使用、車いすの受入、水分・糖分等の補給、服薬、介助者の同伴等の合理的配慮を講じるよう周知していく予定である。
66	社会保険労務士	厚生	受験の申込とあわせて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって

		労働省	特別の措置を受けることが可能。 具体的な措置の内容としては、点字又は音声読み上げによる出題、点字又はパソコンを使用した回答作成、チェック式回答用紙による回答、試験時間の延長、ルーペ（眼鏡型のルーペは除く。）の使用、補聴器・人工内耳の装用、杖の持参使用、車椅子での受験、タオル等の持参使用、試験時間中の服薬、介助者（受験者自身が手配）による介助（教室の移動、トイレ使用等の介助等）、受験会場及び試験室の配慮等。
67	ボイラー技士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
68	ボイラー溶接士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
69	ボイラー整備士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
70	クレーン・デリック運転士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
71	移動式クレーン運転士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
72	揚貨装置運転士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
73	発破技士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。

74	潜水士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
75	林業架線作業主任者	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
76	ガス溶接作業主任者	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
77	高圧室内作業主任者	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
78	エックス線作業主任者	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
79	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
80	衛生管理者	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、点字や音声再生による試験の実施、別室での受験、解答用紙へのマーク記入補助など、受験者の要望に応じて適切な配慮を行っている。
81	木材加工用機械作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
82	プレス機械作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。

83	乾燥設備作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
84	コンクリート破碎器作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
85	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
86	ずい道等の掘削等作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
87	ずい道等の覆工作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
88	採石のための掘削作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
89	はい作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
90	船内荷役作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
91	型わく支保工の組立て等作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。

92	足場の組立て等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
93	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
94	鋼橋架設等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
95	木造建築物の組立て等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
96	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
97	コンクリート橋架設等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
98	普通第一種圧力容器取扱作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
99	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
100	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	厚生労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。

101	鉛作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
102	酸素欠乏危険作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
103	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
104	有機溶剤作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
105	石綿作業主任者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
106	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
107	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
108	ガス溶接技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
109	フォークリフト運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。

110	ショベルローダー等運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
111	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
112	車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
113	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
114	不整地運搬車運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
115	高所作業車運転技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
116	玉掛け技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
117	ボイラー取扱技能講習修了者	厚生 労働省	国は登録教習機関に対し、障害のあるもので受講を希望するものについては、手話通訳、移動介助等の便宜の供与や点字教材、障害に適応する教育機器の配置など、受講機会の確保及び試験方法等に特段の配慮を行うよう求めている。
118	労働安全コンサルタント	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、試験時間の延長、試験問題の拡大、拡大鏡の使用、別室での受験など、受験者から要望があれば、適切な配慮を行うこととしている。

119	労働衛生コンサルタント	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、試験時間の延長、試験問題の拡大、拡大鏡の使用、別室での受験など、受験者から要望があれば、適切な配慮を行うこととしている。
120	作業環境測定士	厚生 労働省	障害のあるもので受験を希望するものについては、試験問題の拡大、拡大鏡の使用、別室での受験など、受験者から要望があれば、適切な配慮を行うこととしている。
121	技能士	厚生 労働省	<p>都道府県知事が実施している 111 職種については、各都道府県の自治事務として運営されているため、厚生労働省が直接的に配慮を講ずることはないが、厚生労働省が都道府県に示している事務手引きにおいて、「障害者に対する配慮」という項目を設け、技術的助言している。</p> <p>指定試験機関が実施している 22 職種については、各指定試験機関方式によって配慮の内容が異なるため、代表例として下記 2 職種を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ファイナンシャル・プランニング職種 聴力に障害のある方、車いすの方、妊娠後期の方など、会場設備や座席等に配慮が必要な方は、ハンディキャップ申請を行うことで、補聴器の使用、車椅子のまでの受検、試験中の服薬、水分補給などを認めている。 ○機械保全職種 試験会場でのアナウンス内容の見える化、試験問題・解答用紙の拡大、付添者の入室、試験会場内の座席の配慮、車椅子での受検、駐車場の確保などを行っている。
122	職業訓練指導員	厚生 労働省	各都道府県の自治事務として運営されているため、厚生労働省が直接的に配慮を講ずることはないが、厚生労働省が毎年、都道府県に示している職業訓練指導員試験実施計画において、令和 8 年度から「障害者に対する配慮」という項目を設け、適切な配慮を行うように技術的な助言を行う予定。
123	公認心理師※	文部 科学省 厚生 労働省	(文科省 (27) に記載)
124	手話通訳士	厚生 労働省	実施主体は聴力障害者情報文化センター。合理的配慮を希望する受験者は、申込時において配慮希望内容を受験申込書に記載し、聴力障害者情報文化センターにて記載内容を検

			討し、合理的配慮の内容を審査したうえで、配慮内容を決定している。配慮実績としては、試験室の座席配置の調整やルビつき問題冊子の作成、試験時間中の補聴器装用の許可等を決定した。
125	キャリアコンサルタント	厚生労働省	合理的配慮を必要とする場合は、事前の申出及び配慮事項の申請が必要である旨、HP や受験案内にて広報を実施。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験時間の延長や座席位置の配慮、拡大文字問題冊子の提供、音声読み上げソフトや拡大鏡、補聴器等の使用承認等の対応を実施した。
126	水産業協同組合監査士	農林水産省	試験公告において「受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。」と明記しており、申請があった際は、個人の障がいの種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
127	森林組合監査士	農林水産省	受験案内に「受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。」と明記しており、申出があった際は、個人の障がいの種別・程度に応じて可能な範囲で必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
128	獣医師	農林水産省	申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしており、以下の配慮実績がある。 ●別室受験 ●器具等の使用（拡大鏡、補聴器の持参） ●車いす席の設置 ●介助者の試験室前までの同伴 ●服薬
129	家畜人工授精師	農林水産省	資格試験の実施は都道府県の自治事務であるため、具体的な取組状況を把握することは困難。今後、都道府県に対して、受験に際し、身体の障害その他の理由により特別の措置を希望する者がいた場合は、個々の事情や障害の程度に応じて合理的な配慮を講じるよう周知する予定。
130	調教師（中央競馬）	農林水産省	身体の障害その他の理由により特別の措置を希望する者がいた場合は、筆記試験の受験に際し、事前の申出を受けることで、会場で車椅子や器具等の使用（拡大鏡、補聴器、照明器具等の持参）等可能な範囲で必要な措置を講じることとしている。
131	調教師（地方競馬）	農林水産省	視覚、聴覚、音声機能または言語機能に障害のある者で、申請時に申し出た者は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることとしている。

132	騎手（中央競馬）	農林 水産省	身体の障害その他の理由により特別の措置を希望する者がいた場合は、筆記試験の受験に際し、事前の申出を受けることで、会場で車椅子や器具等の使用（拡大鏡、補聴器、照明器具等の持参）等可能な範囲で必要な措置を講じることとしている。
133	騎手（地方競馬）	農林 水産省	視覚、聴覚、音声機能または言語機能に障害のある者で、申請時に申し出た者は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることとしている。
134	土地改良換地士	農林 水産省	申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
135	普及指導員	農林 水産省	受験案内において「受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること」と明記している。申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしており、以下の配慮実績がある。 ●補聴器の使用 ●耳栓の使用
136	林業普及指導員	農林 水産省	受験案内において「受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。」と明記している。申出があった際は、個人の障がいの種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしており、試験問題用紙と解答用紙の拡大、解答のマークシートへの転記の実績がある。
137	水産業普及指導員	農林 水産省	歩行困難者等に配慮し、試験会場は安全に移動できるバリアフリー化された会議室を選定している。また、受験に際し、身体の障害その他の理由により特別な措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることを定め、申出に基づき可能な範囲で合理的配慮を提供することとしている。
138	地域森林総合監理（森林総合監理士）	農林 水産省	地域森林総合監理（森林総合監理士）は林業普及指導員資格試験の一区分であり、同資格試験の受験案内において「受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。」と明記している。
139	愛玩動物看護師※	農林 水産省 環境省	受験案内において配慮が必要な場合は申請するように周知しており、対応可能な配慮事項等を整理した配慮申請書の様式を示している。申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じている。 【対応可能な配慮事項例】 ●器具等の使用（拡大鏡、補聴器等） ●可動式の机・椅子の指定 ●試験室入口までの介助者の同伴 ●糖分等の補給、服薬 等

140	情報処理技術者	経済 産業省	情報処理技術者試験においては、事前申請を受け、身体に障害がある方などを対象に、障害の状態に応じて、試験時間の延長、点字の試験問題の活用等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
141	情報処理安全確保支援士	経済 産業省	情報処理安全確保支援士試験においては、事前申請を受け、身体に障害がある方などを対象に、障害の状態に応じて、試験時間の延長、点字の試験問題の活用等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
142	弁理士	経済 産業省	弁理士試験においては、受験者から申出があった場合、身体の機能障害度を診断書等で確認の上、拡大鏡・補聴器の使用を認めている他、解答を作成するに当たってのパソコンの提供、マークシートの代替としてのチェック型答案用紙の提供等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
143	砂利採取業務主任者	経済 産業省	砂利採取法は自治事務であるため、具体的な取組状況を把握することは困難。試験の実施形式や障害者対応については自治体が行っており、自治体において必要に応じて配慮している。今後、実施主体である自治体に対して必要に応じて合理的配慮をするよう周知していく予定。
144	採石業務管理者	経済 産業省	自治事務である採石業務管理者試験では、受験希望者から要望があった場合、自治体の判断により、個人の障害の種別や程度に応じた措置が講じられている（視覚障害のある受験者からの要望を受けて試験問題を拡大する等）。
145	計量士	経済 産業省	障害のある各受験者には「特別措置に関する申請書」を試験申込時に願書と合わせて提出をいただいており、こちらをもとに試験当日の整備を行っている。具体的対応について以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害：席配慮、拡大問題冊子対応、持ち物対応（例：拡大鏡） ●聴覚障害：席配慮、紙芝居対応、筆談対応、持ち物対応（例：補聴器） ●妊婦：席配慮、持ち物対応（例：プランケット、クッション） ●病弱：試験室配慮、介護者同席、試験時間配慮、駐車場使用、持ち物対応（例：杖、薬） ●精神障害：試験室配慮、席配慮、駐車場使用、持ち物対応
146	高圧ガス製造保安責任者	経済 産業省	事前の申出を受け、妊婦、身体障害などがある方への会場における個別誘導や座席配置の配慮、色覚多様性により解答用紙（マークシート）のマークを識別できない方には代替の解答用紙の提供、聴覚障害のある方には手話通訳者帶同の許可など対応可能な範囲で必

			必要な特別措置を講じている。
147	液化石油ガス設備士	経済 産業省	事前の申出を受け、妊婦、身体障害などがある方への会場における個別誘導や座席配置の配慮、色覚多様性により解答用紙（マークシート）のマークを識別できない方には代替の解答用紙の提供、聴覚障害のある方には手話通訳者帯同の許可など対応可能な範囲で必要な特別措置を講じている。
148	エネルギー管理士	経済 産業省	エネルギー管理士試験において、体に障害のある方や個別の事情により配慮等が必要な場合に、事前の申出を受けることで、車椅子や補装具の使用、試験時間の延長等、会場で特別な援助措置を実施している。
149	電気主任技術者	経済 産業省	第一種、第二種、第三種電気主任技術者試験において、身体に障害のある方や個別の事情により配慮等が必要な場合に、事前の申出を受けることで、車椅子の使用等、会場で特別な援助措置を実施している。
150	電気工事士	経済 産業省	第一種、第二種電気工事士試験において、身体に障害のある方や個別の事情により配慮等が必要な場合に、事前の申出を受けることで、車椅子の使用等、会場で特別な援助措置を実施している。
151	ガス主任技術者	経済 産業省	ガス主任技術者試験においては、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、身体に障害のある方や個別の事情により配慮等が必要な場合に、事前の申出があれば、車椅子の使用等、障害の状態に応じて対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
152	ガス消費機器設置工事監督者	経済 産業省	ガス消費機器設置工事監督者講習の修了試験においては、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、身体に障害のある方や個別の事情により配慮等が必要な場合に、事前の申出があれば、車椅子の使用等、障害の状態に応じて対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
153	火薬類取扱保安責任者	経済 産業省	申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、これまで合理的配慮の希望はない。
154	火薬類製造保安責任者	経済 産業省	申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、これまで合理的配慮の希望はない。

155	競輪選手	経済 産業省	申請において合理的配慮の希望があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、これまでの申請において合理的配慮の希望はない。
156	競輪審判員	経済 産業省	申請において合理的配慮の希望があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、これまでの申請において合理的配慮の希望はない。
157	小型自動車競走選手	経済 産業省	申請において合理的配慮の希望があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、これまでの申請において合理的配慮の希望はない。
158	小型自動車競走審判員	経済 産業省	申請において合理的配慮の希望があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、これまでの申請において合理的配慮の希望はない。
159	公害防止主任管理者※	経済 産業省 環境省	公害防止管理者等国家試験においては、事前申請を受け、妊婦、身体に障害がある方などを対象に、会場における個別誘導、座席配置の配慮、補聴器使用の許可、拡大問題用紙の提供など対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
160	公害防止管理者※	経済 産業省 環境省	公害防止管理者等国家試験においては、事前申請を受け、妊婦、身体に障害がある方などを対象に、会場における個別誘導、座席配置の配慮、補聴器使用の許可、拡大問題用紙の提供など対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
161	高圧ガス販売主任者	経済 産業省	事前の申出を受け、妊婦、身体障害などがある方への会場における個別誘導や座席配置の配慮、色覚多様性により解答用紙（マークシート）のマークを識別できない方には代替の解答用紙の提供、聴覚障害のある方には手話通訳者帯同の許可など対応可能な範囲で必要な特別措置を講じている。
162	高圧ガス移動監視者	経済 産業省	事前の申出を受け、妊婦、身体障害などがある方への会場における個別誘導や座席配置の配慮、色覚多様性により解答用紙（マークシート）のマークを識別できない方には代替の解答用紙の提供、聴覚障害のある方には手話通訳者帯同の許可など対応可能な範囲で必要な特別措置を講じている。
163	特定高圧ガス取扱主任者	経済 産業省	事前の申出を受け、妊婦、身体障害などがある方への会場における個別誘導や座席配置の配慮、色覚多様性により解答用紙（マークシート）のマークを識別できない方には代替の解答用紙の提供、聴覚障害のある方には手話通訳者帯同の許可など対応可能な範囲で必要な特別措置を講じている。
164	充てん作業者	経済 産業省	事前の申出を受け、妊婦、身体障害などがある方への会場における個別誘導や座席配置の配慮、色覚多様性により解答用紙（マークシート）のマークを識別できない方には代替

			の解答用紙の提供、聴覚障害のある方には手話通訳者帯同の許可など対応可能な範囲で必要な特別措置を講じている。
165	中小企業診断士	経済 産業省	身体などに障害のある方、車椅子を使用されて受験される方、喘息などの持病により試験時間中に咳が出る可能性のある方、妊娠中の方などが受験される場合は、視覚・肢体の障害等級、症状などに応じて、問題用紙の拡大や試験室の配慮などの特別措置を講じる場合がある。
166	油濁防止管理者	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
167	有害液体汚染防止管理者	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※指定団体が実施しており、これまで合理的配慮の希望があったとの報告は受けていない。
168	溶接工	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
169	水先人	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
170	船舶料理士	国土 交通省	受験者から事前申請を受け、車椅子で利用可能な机の提供、試験室までの介助者の同伴及び出入口付近への配席等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
171	衛生管理者	国土 交通省	受験者から事前申請を受け、車椅子で利用可能な机の提供、試験室までの介助者の同伴及び出入口付近への配席等、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
172	海技士（航海）	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
173	海技士（機関）	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
174	海技士（通信）	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
175	海技士（電子通信）	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。

176	小型船舶操縦士	国土 交通省	身体障害のある者について実技試験を行う場合において、指定試験機関が提供する試験船で試験を実施することが困難な場合、持込船を使用して試験を実施することができることとなっている。
177	航空従事者	国土 交通省	CBT 方式等で行う学科試験については、事前申請により「車いすでの来場」・「補聴器の持込」・「拡大鏡の使用」などの合理的配慮が受けられる。
178	運航管理者（海上旅客）	国土 交通省	試験申込み HP 上にある配慮申請フォームにおいて、配慮の申請を受け付けるとともに、その旨試験申し込み HP にて広報を実施。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験時間の延長や別室受験、補助器具の持込許可、音声読み上げ対応等を講ずることとしている。
179	安全統括管理者（海上）	国土 交通省	試験申込み HP 上にある配慮申請フォームにおいて、配慮の申請を受け付けるとともに、その旨試験申し込み HP にて広報を実施。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験時間の延長や別室受験、補助器具の持込許可、音声読み上げ対応等を講ずることとしている。
180	動力車操縦者	国土 交通省	動力車操縦者運転免許試験においては、受験にあたって、合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、対応可能な範囲で必要な措置を講じる体制としている。
181	海事代理士	国土 交通省	海事代理士試験において、配慮を希望する場合には、出願時に受験願書の所定の記入欄にその旨を記載し提出させるとともに、必要に応じて、試験時間の延長や別室受験、補助機器の使用などの配慮を行うこととしている。
182	旅行業務取扱管理者	国土 交通省	受験に際して一定の配慮を必要とする場合には、配慮内容について予め申請いただくよう、受験案内に記載。合理的配慮の申請があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験時間中の服薬や給水の許可、トイレに行きやすい出口付近への座席配置等の対応を実施した。
183	全国通訳案内士	国土 交通省	事前申請に基づき、必要に応じて別室受験対応、試験時間の延長、座席配置の配慮、ルーペや補聴器等の使用許可等を実施。
184	地域通訳案内士	国土 交通省	地域通訳案内士制度を導入している 42 地域のうち、5 地域から合理的配慮の実施に関する報告があった。 ●高知県

			<p>過去、障害のある人からの育成研修への申込みはなかったが、申込みがあった際は、事前にヒアリングを行い、双方合意のうえ、障害特性に応じた合理的配慮を行うこととしている。(音声による研修、研修の文字起こし、座席配置の配慮など)</p> <p>●大分県</p> <p>申請書に障害の有無を問う項目はないので、申請時に申出があれば対応できる範囲での配慮を行う予定だが、開催における会場の選定は障害の有無にかかわらず、どなたでも参加できる場所にしている。</p> <p>●広島県</p> <p>これまで障害特性に応じ配慮した事例はないが、必要に応じてできる限りの対応を実施したい。</p> <p>●宮古市</p> <p>講義はバリアフリーの会場で実施するとともに、必要に応じ補聴器の使用許可を実施する。</p> <p>●奄美群島広域事務組合</p> <p>これまで試験における合理的配慮を行った実績や問合せ等が無く、制度化されていないが、受験資格として育成研修の受講が必須となっているため、育成研修の段階で必要とされる合理的配慮の内容等について検討し、研修時や試験時においても、対応することが可能である。</p>
185	観光圏内限定旅行業務取扱管理者	国土 交通省	受験対象者が観光圏内の宿泊業者に限定されていることもあり、これまで合理的配慮の申出を受けてはいないが、申出があれば個別に対応することとしている。
186	自動車整備士	国土 交通省	<p>受験案内において配慮が必要な場合は申請するように周知しており、対応可能な配慮事項等を整理した配慮事項申請書の様式を示している。申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じている。</p> <p>【対応可能な配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●問題用紙・回答用紙に関する配慮（拡大問題・回答用紙、チェック回答用紙） ●器具等の持参使用（拡大鏡、補聴器、照明器具の持参） ●車いすで座れる机の提供 ●席順の配慮 ●試験室までの介助者の同伴 ●試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等

			●その他、特別な配慮が必要な事項
187	運行管理者（旅客自動車）	国土 交通省	<p>受験案内において配慮が必要な場合は、受験申請後にコールセンターに申し出るよう周知しており、WEB サイトの様式にて必要事項を入力することにより申告することとなっている。事前に配慮申請があった際は、受験者の障害の種別・程度に応じて個々に判断し必要な措置を講じている。</p> <p>【事前申請にて対応可能な配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験時間の延長 ●個々の障害に対応できる会場の案内 ●介助者の同伴 ●器具等の使用（足用マウスの持参） <p>【事前申請が不要な配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●義手、義足、および、四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具 ●拡大鏡、ルーペ、補聴器、杖類 ●水分・糖分等の補給、服薬
188	運行管理者（貨物自動車）	国土 交通省	<p>受験案内において配慮が必要な場合は、受験申請後にコールセンターに申し出るよう周知しており、WEB サイトの様式にて必要事項を入力することにより申告することとなっている。事前に配慮申請があった際は、受験者の障害の種別・程度に応じて個々に判断し必要な措置を講じている。</p> <p>【事前申請にて対応可能な配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験時間の延長 ●個々の障害に対応できる会場の案内 ●介助者の同伴 ●器具等の使用（足用マウスの持参） <p>【事前申請が不要な配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●義手、義足、および、四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具 ●拡大鏡、ルーペ、補聴器、杖類 ●水分・糖分等の補給、服薬

189	気象予報士	国土 交通省	受験申請の際に受験者が必要とする特別な措置を申し立てができる旨を試験案内にて広報を実施。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、バインダー及び文鎮の持込み許可、実技問題用紙の切離し配布、大きいサイズの問題用紙の配布、机の配置換えや個室の確保、介助者の付添及び代筆を認める等の対応を実施した。
190	不動産鑑定士	国土 交通省	合理的配慮の申出があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。なお、車椅子で利用可能な机の提供、試験室までの介助者の同伴及び出入口付近への配席等の配慮の措置を講じた実績がある。
191	土木施工管理技士	国土 交通省	<p>原則として、試験日の1ヶ月前までに、受験者の障害の症状、程度及び配慮してほしい内容を申請により対応。なお、提出期限が経過していても可能な限り対応。代表的な対応事例は、以下のとおり。</p> <p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補聴器の持参使用 ●車椅子で座れる机の提供 ●車椅子等を使用する受験者に対し、試験会場に駐車場の設備がある場合に当該会場の施設管理者に便宜供与依頼 ●杖等の持参使用 ●試験時間中の薬服用等許可 ●腕等の障害により、筆記が困難な場合のPCによる受検 ●パニック障害等により座席・受験室への配慮
192	建設機械施工管理技士	国土 交通省	<p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車椅子による受検および付添者による介助についての配慮。 ●試験会場までの自家用車の利用についての配慮。 ●補聴器、拡大鏡等の使用の許可。 ●注意事項等についての文字による説明。 ●その他対応可能な身体の不自由への配慮。
193	管工事施工管理技士	国土 交通省	<p>原則として、試験日の1ヶ月前までに、受験者の障害の症状、程度及び配慮してほしい内容を申請により対応。なお、提出期限が経過していても可能な限り対応。代表的な対応事例は、以下のとおり。</p> <p>【代表的な対応事例】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ●補聴器の持参使用 ●車椅子で座れる机の提供 ●車椅子等を使用する受検者に対し、試験会場に駐車場の設備がある場合に当該会場の施設管理者に便宜供与依頼 ●杖等の持参使用 ●試験時間中の薬服用等許可 ●腕等の障害により、筆記が困難な場合のPCによる受検 ●パニック障害等により座席・受検室への配慮
194	造園施工管理技士	国土 交通省	<p>原則として、試験日の1ヶ月前までに、受検者の障害の症状、程度及び配慮してほしい内容を申請により対応。なお、提出期限が経過していても可能な限り対応。代表的な対応事例は、以下のとおり。</p> <p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補聴器の持参使用 ●車椅子で座れる机の提供 ●車椅子等を使用する受検者に対し、試験会場に駐車場の設備がある場合に当該会場の施設管理者に便宜供与依頼 ●杖等の持参使用 ●試験時間中の薬服用等許可 ●腕等の障害により、筆記が困難な場合のPCによる受検 ●パニック障害等により座席・受検室への配慮
195	建築施工管理技士	国土 交通省	<p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験中、およびご本人確認の際のドレスコードに関する許可（例：帽子・眼帯・サングラスの着用） ●試験中の薬・飲料水の持込みに関する許可（例：薬、飲料水等の持込、服用） ●試験中の機器などの持込み・使用に関する許可（例：文鎮などの重り、拡大鏡、補聴器、その他医療器具などの利用） ●受検席に関する要望（例：前方・後方・通路側の席、出入り口に近い席、椅子と机が

			<p>固定されていない席、車いすのままの受検可能な席、特別対応室内の席(一般受検者とは別の部屋)の割当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会場施設に関する要望 (例: エレベータの設置、多目的トイレの設置があること) ●車での来場に関する許可 (例: 試験中の場内駐車、送迎による一時入場の希望) ●パソコンでの受検 <p>※上記の対応について、体の一部が不自由な方、妊娠中や精神障害、けいれん症状などの症状により、本人に希望対応内容をヒアリングの上、臨機応変に対応</p>
196	電気工事施工管理技士	国土 交通省	<p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験中、およびご本人確認の際のドレスコードに関する許可 (例: 帽子・眼帯・サングラスの着用) ●試験中の薬・飲料水の持込みに関する許可 (例: 薬、飲料水等の持込、服用) ●試験中の機器などの持込み・使用に関する許可 (例: 文鎮などの重り、拡大鏡、補聴器、その他医療器具などの利用) ●受検席に関する要望 (例: 前方・後方・通路側の席、出入り口に近い席、椅子と机が固定されていない席、車いすのままの受検可能な席、特別対応室内の席(一般受検者とは別の部屋)の割当) ●会場施設に関する要望 (例: エレベータの設置、多目的トイレの設置があること) ●車での来場に関する許可 (例: 試験中の場内駐車、送迎による一時入場の希望) ●パソコンでの受検 <p>※上記の対応について、体の一部が不自由な方、妊娠中や精神障害、けいれん症状などの症状により、本人に希望対応内容をヒアリングの上、臨機応変に対応</p>
197	電気通信工事施工管理技士	国土 交通省	<p>原則として、試験日の1ヶ月前までに、受検者の障害の症状、程度及び配慮してほしい内容を申請により対応。なお、提出期限が経過していても可能な限り対応。代表的な対応事例は、以下のとおり。</p> <p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補聴器の持参使用

			<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子で座れる机の提供 ●車椅子等を使用する受検者に対し、試験会場に駐車場の設備がある場合に当該会場の施設管理者に便宜供与依頼 ●杖等の持参使用 ●試験時間中の薬服用等許可 ●腕等の障害により、筆記が困難な場合のＰＣによる受検 ●パニック障害等により座席・受検室への配慮
198	解体工事施工技士	国土 交通省	<p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補聴器の持参使用 ●杖等の持参使用 ●試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等
199	浄化槽設備士※	国土 交通省 環境省	<p>車椅子・妊婦・松葉杖・薬を服用する必要のある方々を対象に、動線確保、固定されていないデスクを用意、控室が近い席を用意、薬を服用する場合は持込み可として試験監督付き添いの上試験中に服用してもらう等の対応を例年実施している。試験実施要領にも事前の申請に基づく特別措置について明記している。</p> <p>【代表的な対応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拡大問題用紙の提供 ●照明器具の持参使用(延長コード本人持参) ●拡大鏡等の持参使用 ●補聴器の持参使用(電波受信機能〔FM式等〕を利用した補聴器は使用不可) ●注意事項等の文字による伝達 ●座席を前列に配席 ●車いすで座れる机の提供 ●杖等の持参使用 ●試験室までの介助者の同伴 ●試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等
200	宅地建物取引士	国土 交通省	車いす使用等歩行困難で低層階での試験室を希望する方や、体幹機能や視聴覚等の障害

			があり通常の試験方法による受験に支障がある方等、受験上の配慮を希望する方に対しては、受験申込みの際の申出により、一定の合理的配慮を実施している。(参考リンク : Q 2 - 6) https://www.retio.or.jp/exam/faq/
201	測量士・測量士補	国土 交通省	受験申請様式の他に、受験者が必要とする配慮事項希望を申し出るための様式を設けるとともに、その旨 HP や冊子にて広報を実施。合理的配慮の申出があった際は、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、別室受験、トイレに近い試験室への配置、拡大文字問題冊子の提供、解答用紙記載の補助、試験官の発言事項の文書による伝達等の対応を実施した。
202	管理業務主任者	国土 交通省	試験申込案内書に身体に障害のある方等への特別措置に関する記載をし、特別措置が必要であるといった申請があった際は必要書類を提出していただくことで、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、座席の配慮や拡大鏡の持込許可、音声読み上げによる試験対応等を実施している。 (以下 URL リンク先 Q19 に特別措置一覧表の PDF 掲載) https://www.kanrikyo.or.jp/kanri/shiken_r07/faq_detail_20250604.html
203	自動車検査員	国土 交通省	合理的配慮の申出があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
204	設計者資格 (宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく)	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
205	設計者資格 (都市計画法に基づく)	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
206	建築士	国土 交通省	試験案内及び受験要領に障害等によりインターネットの利用が困難である場合には、別途受付方法がある旨を掲載。(書面による申込を郵送にて受付) 電話、メールにより、希望する措置の内容について本人と調整を行っている。 【試験時における配慮として提供している内容】 <ul style="list-style-type: none">● (通常持込ができない物の使用許可) 卓上拡大鏡 補聴器 照明器具 イヤーマフ 等● 試験時間の延長● 教室、座席の配慮 (出入口からの距離が近い教室、座席等)● 試験監理員の発言内容を書面で作成 (聴覚に障害のある方)● 車いすのルート、駐車場の確保 (通常は利用不可)

			<ul style="list-style-type: none"> ●介助者の待機 ●問題用紙の拡大 ●学科試験における回答方法 チェック方式（通常はマークシート） <p>【その他資格又は試験の特性、障害の特性から認めた合理的配慮の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設計製図試験におけるドラフター、P C（C A Dソフト）の利用許可 ●発達障害、A D H Dのある方に別室の用意、試験時間の延長を行った。
207	建築設備士	国土 交通省	<p>通常の試験の方法によると著しく不利になると認められる身体障害のある方については、試験時間の延長その他の措置を講ずる。</p> <p>(その他の措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文字による解答方式又はチェックによる解答方式 ※ 1 (第一次試験(学科)に限る。) ②照明器具等の使用許可 ③試験会場、試験室、座席の変更その他の措置 ※ 2 <p>※ 1 「文字による解答方式」とは、通常の答案用紙にマークする解答方法に代えて、文字による解答用の答案用紙に受験者が選択肢の数字を記入することにより解答する方法をいう。「チェックによる解答方式」とは、通常の解答用紙にマークする解答方法に代えて、チェック用の答案用紙に受験者が選択肢の数字をチェックすることにより解答する方法をいう。「チェックによる解答方式」とする場合、登録試験機関が用意するパーソナルコンピューターを使用した「チェックによる解答方式」とすることができるものとする。</p> <p>※ 2 車いすの使用、杖の使用、試験室入口までの付添者の同伴、試験会場への乗用車での入場 等</p>
208	建築基準適合判定資格者	国土 交通省	<p>電話、メールにより、希望する措置の内容について本人と調整を行っており、以下の配慮実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●足が不自由な受検者、車いすの受検者の座席を入口付近に配置 ●持病がある受検者に対する薬の携行と耳栓の使用許可 ●目に持病がある受検者に対する拡大鏡の使用許可 等
209	構造計算適合判定資格者	国土 交通省	申請があった際には、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。

210	土地区画整理士	国土 交通省	合理的配慮の申出があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない。
211	マンション管理士	国土 交通省	マンション管理士試験においては、受験申込書に配慮事項希望欄を設けるとともに、その旨をHPや冊子にて広報を実施。配慮の申出があった際は、受験者の希望、障害特性に応じた配慮を個別に検討し、試験問題の音声読み上げ、点字による出題、拡大文字問題冊子の提供、試験時間の延長や別室受験により、対応可能な範囲で必要な措置を講じている。
212	無人航空機操縦者技能証明	国土 交通省	無人航空機操縦者技能証明については、指定試験機関である日本海事協会が策定し航空局で認可を行っている「無人航空機操縦士試験機関試験事務規定」において、実地試験・学科試験共に身体に障害のある者についての特例や特別措置を設けている。指定試験機関に試験申込み前に受験環境や試験方式に配慮が必要な場合は問い合わせる形となっており、受験者の希望を踏まえた上で、実地試験についてはその操縦のために無人航空機に特殊な装置を装備するなども可能となっており、学科試験については画面の拡大やルーペの持込、筆談対応や補聴器の持込を認めている。
213	給水装置工事主任技術者※	国土 交通省 環境省	当該試験の受験の案内に車椅子等受験に際しての配慮を明記しており、受験者から事前申請を受け、試験会場内の段差等の配慮、試験室までの経路を短くする、車椅子席を用意する等の配慮を講じている。
214	放射線取扱主任者	環境省	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、(公財)原子力安全技術センターが登録試験機関として登録され、放射線取扱主任者試験を実施している。</p> <p>1. 試験における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受験者が希望する場合、拡大鏡、補聴器、照明器具などの補助器具の持参・使用を認めている。 ●車いすを利用する受験者には、専用の机を提供している。 ●受験者から介助者の同伴希望があった場合、試験室までの同行を認めている。 <p>2. 試験案内及び申請書等における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「受験の手引き」及び原子力安全技術センターのホームページにて、車いす利用や補聴器等の使用希望に関する申出方法を案内している。 ●問合せ先として、FAX番号及びメールアドレスを「受験の手引き」およびホームページに記載している。

			<p>3. 配慮の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ●配慮を希望する場合は、問合せ先での事前申出を受け付けている。 <p>4. 応対における配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申出を受け付ける際には、障害種別の特性を聴取・把握し、試験会場の試験監督員等へ対応方法を伝達のうえ、適切に対応するよう指導している。
215	核燃料取扱主任者	環境省	<p>核燃料取扱主任者試験においては、受験申込みの際に障害のための必要な措置を希望することができることとしており、本人からの申出及び障害者手帳の写し又は診断書等の障害の程度を証明する書類の提出により可能な範囲で必要な措置を講じることとしている。対応可能な配慮事項の例は以下のとおりである。</p> <p>【対応可能な配慮事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拡大問題用紙の提供 ●拡大解答用紙の提供 ●拡大鏡等の持参使用 ●補聴器の持参使用 ●照明器具の持参使用 ●車いすで座れる机の提供 ●試験室までの介助者の同伴 ●注意事項等の文字による伝達 ●試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等
216	原子炉主任技術者	環境省	<p>原子炉主任技術者試験においては、受験申込みの際に障害のための必要な措置を希望することができることとしており、本人からの申出及び障害者手帳の写し又は診断書等の障害の程度を証明する書類の提出により可能な範囲で必要な措置を講じることとしている。対応可能な配慮事項の例は以下のとおりである。</p> <p>【対応可能な配慮事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拡大問題用紙の提供 ●拡大解答用紙の提供 ●拡大鏡等の持参使用 ●補聴器の持参使用

			<ul style="list-style-type: none"> ●照明器具の持参使用 ●車いすで座れる机の提供 ●試験室までの介助者の同伴 ●注意事項等の文字による伝達 ●試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等
217	狩猟免許	環境省	<p>狩猟免許試験を実施する都道府県に対して通知を発出し、狩猟免許の適性試験のうちの運動能力の判定に当たって、補助手段（義手・義足、車いす等）に応じて、「歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動」に相当する動作（義足での歩行、車いすで地面に落ちたものを拾う等）を確認するものとして、配慮が必要な場合の対応について周知している。</p>
218	臭気測定業務従事者（臭気判定士）	環境省	<p>受験案内において配慮が必要な場合は申請するよう周知し、対応可能な配慮事項等を整理した配慮事項申請書の様式を示している。申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じている。</p> <p>※指定機関が実施しており、直近5年では合理的配慮希望はない（それ以前において、弱視の方に試験書類を大きくするなど対応した実例あり）</p>
219	環境カウンセラー	環境省	<p>受験に際して配慮が必要な受験者から要配慮の申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望はない</p>
220	浄化槽設備士※	国土 交通省 環境省	<p>(国土交通省(199)に記載)</p>
221	浄化槽管理士	環境省	<p>車椅子・妊婦・松葉杖・薬を服用する必要のある方々を対象に、動線確保、固定されていないデスクを用意、控室が近い席を用意、薬を服用する場合は持込み可として試験監督付き添いの上試験中に服用してもらう等の対応を例年実施している。試験実施要領にも事前の申請に基づく特別措置について、明記している。</p>
222	技術管理者	環境省	<p>受験に際して配慮が必要な受験者から申請があった際は、個人の障害の種別・程度に応じて必要な措置を講じることとしている。※これまで合理的配慮の希望は把握していない。</p>
223	公害防止主任管理者※	経済 産業省 環境省	<p>(経済産業省(159)に記載)</p>

224	公害防止管理者※	経済 産業省 環境省	(経済産業省 (160) に記載)
225	愛玩動物看護師※	農林 水産省 環境省	(農林水産省 (139) に記載)
226	給水装置工事主任技術者※	国土 交通省 環境省	(国土交通省 (213) に記載)